

中世莊園内に於ける土地配分形態

西岡虎之助

一 乙木莊の沿革

中世の莊園内部における土地配分の状態を具體的に知る手段として、大和國山邊郡乙木莊オキキを取り上げてしらべることとする。この莊園は、古の長屋郷の一部分の地が變形したものである別表。而して長屋郷は、和銅三年に、元明天皇が藤原宮から寧樂京にお遷りになる際に、御輿をお駐めになつたところの長屋原にあたるわけで別表、随つてその位置は、藤原京と寧樂京とのほゞ中ほどにあたる場所であり、大和東部山麓の西麓に展開する所謂原を占めてゐる。この地には奈良朝時代に、左大臣として重きをなし給ふた長屋王の御第宅もあつたらしく新日本紀 聖元正于 聖元正于 聖元正于、降つて平安朝時代のはじめ承和十三年に、この郷に住む者の飼ふ牛が三足の犢を産んだといふやうなこともあつた新日本紀 承和十三年。

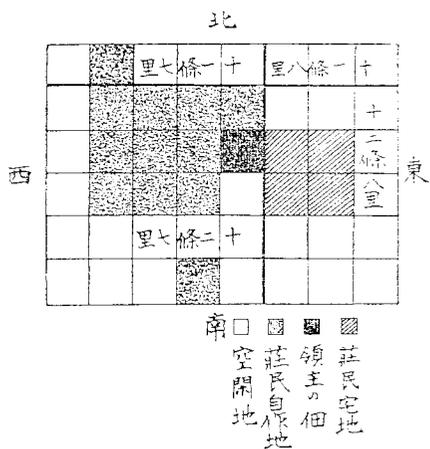
然るにこの間に長屋郷は部分的に莊園化しつゝあつた。その最初に現はれるのは、聖武天皇の勅施入によつて成立したる東大寺領長屋莊であつて東大寺要略 元應三六十三 東大寺大佛長百佛造像記 卷四、同寺尊勝院の根本所領の一つを形成して、大佛殿常燈・佛供料並に尊勝院諸佛事料を負擔するのであつた東大寺諸佛造像記 卷四。その長徳四年ころ

八坪(東袖窪坪)・廿九坪(鳥脚坪)・卅二坪(草かへ坪)・卅三坪(西辻坪)・卅四坪(三河垣内坪)・卅五坪(佃坪)・卅六坪(一持坪)の二十五箇坪を含み、八里には一坪・二坪(イテ中本坪)・三坪・四坪・五坪・八坪・九坪・十坪(堂坪)・十一坪(物門屋中垣内坪)・十二坪(宮前坪)・十三坪・十四坪・十五坪・十六坪・十七坪の十五箇坪を含んでゐる。

かくてこの莊園は、十一條七里の五箇坪・八里の三箇坪、十二條七里の二十五箇坪・八里の十五箇坪、合せて四十八箇坪から成り、一箇坪は一町であるから、その惣地積は四十八町を占めてゐるわけであつて、そのうち十二條七里が過半の地域を占めてゐる。

而してこれらの坪々には、大體においてそれ／＼用益の種類が決つてゐる。その状態を大まかに印象的に圖示すれば、おほよそ上のやうである。

(4)



すなはち莊民の宅地乃至屋敷は、十二條八里二坪・三坪・十坪・十一坪に群集し、その一部は南の四坪にもはみ出してゐる。また領主の直轄地であるところの佃は、各坪にも散在してはゐるが、それは少數で大部分は十二條七里卅五坪の全坪を占め、そのためにこの坪を佃坪ともいつてゐる。而してこ

(5)

の佃坪の位置を乙木莊全體から眺めると、ほゞその中央部にあると見做し得ないでもなく、随つてこの點から推して、莊園の佃を周の井田法における公田に比して、あながち當らないでもない。井田にあつては「方里而井、井九百畝、其中爲公田、八家皆私三百畝、同養公田」といふやうに、公田は原則的に經濟的價値の最も高い中央に位するのであるが、この莊園の佃もその機能や經營法が公田の場合に似てゐるばかりではなく、その位置が莊のほゞ中央部にあり、且つ莊民宅地にも近い場所を占め、莊民の自作田がほゞこれを取りかこんでゐるのである。

莊民の自作田は或は耕地といつても差闕ないわけであつて、十二條七里十三坪・十四坪・十五坪・廿二坪・廿三坪・廿四坪・廿五坪・廿六坪・廿七坪・廿八坪・廿九坪・卅一坪・卅二坪・卅三坪・卅四坪・卅五坪・卅六坪・卅七坪・卅八坪・卅九坪・四十坪・四十一坪・四十二坪・四十三坪・四十四坪・四十五坪・四十六坪・四十七坪・四十八坪・四十九坪・五十坪・五十一坪・五十二坪・五十三坪・五十四坪・五十五坪・五十六坪・五十七坪・五十八坪・五十九坪・六十坪・六十一坪・六十二坪・六十三坪・六十四坪・六十五坪・六十六坪・六十七坪・六十八坪・六十九坪・七十坪・七十一坪・七十二坪・七十三坪・七十四坪・七十五坪・七十六坪・七十七坪・七十八坪・七十九坪・八十坪・八十一坪・八十二坪・八十三坪・八十四坪・八十五坪・八十六坪・八十七坪・八十八坪・八十九坪・九十坪・九十一坪・九十二坪・九十三坪・九十四坪・九十五坪・九十六坪・九十七坪・九十八坪・九十九坪・百坪の百箇坪を占めてゐる。而してこれらの自作田を始めとして、佃や極く小額の耕地が數箇坪々に散在してゐるばかりである。而してこれらの自作田を始めとして、佃や宅地を内部構成として、その外縁としてとりまいてゐるのが、空閑地または入會地であると概説することが出来る。たゞしこの空閑地のうちには、東部に宮前坪(十二條八里十二坪)及び堂坪(十二條八里十坪)のあることより判斷して、宮前坪の東隣の坪が神社の敷地として占められ、また堂坪とその南または東隣の坪が佛寺の敷地として占められてゐるのかも知れない。而してこの場合に、神社は恐らくかの夜都伎神社であつて、十二條十三坪・十四坪及び卅五坪・卅六坪にかけて現はされたる二基の鳥居は、いふまでもなく同社のものであり、また佛寺はその名稱を詳にしないけれども、恐らく夜都伎神社の神宮寺的性質をもつものであつたであらう。かやうに神社佛寺が相並んで又は相對して東

部に在りとすれば、その直ぐ西部に在る莊民の部落は門前村の性格をもつこととなり、更にこの部落の直ぐ西方には彼等莊民の耕作田が展開してゐるわけである。この社寺・部落耕地といふ系列は、東から西へゆるい傾斜をもつ乙木莊の地勢によく順應してゐるのはいふまでもない。

而してこれらの耕地等各用益地を含む四十八箇の坪々は、いづれもその一町の面積をば、原則として南北に短冊形に十分せられてゐる。つまり十個の短冊形の一段づゝに分割せられてゐるわけであつて、この形態が基本となつてゐる。随つてその短冊形態による坪の數は最も優位を占めてゐるのは當然ではあるが、そのほかにこの形態を基本としながら、更に坪を部分的に或はその全體に亘つて東西に二等分して半段の矩形(所謂半折)としてゐる坪も少からずある。殊に莊民宅地の坪々は、殆んどこの矩形々態をとつてゐるのは、蓋し宅地といふ機能から必然導かれたるものであらう。これら短冊矩形兩形態のほかにも、三四例外の形態もあるが、そのいづれもが、同じく短冊形を基本としてゐる。而してこの基本である短冊形の面積が一段である關係からして、短冊形以外の矩形や例外の變態にあつても、いづれもその面積において一段を單位としてゐるかのやうである。矩形についていへば、半段のもの左右(東西)二個を結合したる一段を單位とするかの如きこれである。これは例外の形態(變態)についても、同じやうに云へることである。

(6)

かやうにして一つの坪は、一段を單位として十分せられ、その基本形態は短冊形であるが、更にこの形態は南北に並列してゐる。この南北に並列して東西に並列しないこと、いひかふれば南北に十分

(7)

して東西に十分しないことは、主として太陽光線の關係から來てゐるので、陽光がどの一段の地へも満遍にゆき亘り、互に蔭になり合はないやうにし、生産的經濟條件を等しくするといふ建前の現はれと見ることが出来るし、またその十分の一の短冊形の面積が一段であるのは、これを單位乃至一筆の地として、耕作者に配分するのに便宜なやうにとの心使ひの現はれと解くことが出来るやうか。而してかくの如き土地配分の形態、すなはち條里制における坪を南北に短冊形の一段に細分するといふ形式の由來するところは、恐らく中古の班田制にこれを求むべきであらう。すなはち班田制において實施せられたる形態がそのまま残存して以つて莊園制に踏襲せられたわけで、その一つの遺形が、この乙木莊圖といふこととなるのである。随つて乙木莊圖を了解することにおいて、單に一般莊園の場合を類推せしむるに足るのみならず、溯つて班田制下における耕地配分形態をも、具體的に了解せしむるところの一つの示唆または參考を提供し得るのである。但しその了解乃至類推の及ぶ範圍は、班田制にあつては、いふまでもないが、莊園制にあつては主として平地に位する莊園に限定せらるゝのであつて、そのことは班田制の遺形またはその影響の下にある莊園といふ條件によつて、自ら決まるわけである。而してかゝる役割をよりよく果たさしむる爲には、一段と立入つてこの圖に對する内面的經濟的考察を施さなければならぬ。

三 乙木莊の内面的經濟的考察

この考察を施すに當つては、まづ圖面における構成状態を明瞭化するために、一應それを表示して

中世莊園内に於ける土地配分形態(西阿虎之助)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
卅六	同	同	同	同	同	同	同	卅五	卅四	同	卅三	卅二		
○・一	○・一	○・一	○・一	○・一	○・一	○・一	○・一	○・一	一・〇	○・八	○・二	一・〇		
自作田	地子田(三稜)	同	同	同	同	同	同	同	佃	同	空閑地	自作田	空閑地	
同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	
下司		同	同	同	同	同	同	同	領主		善縁	同		
○・一	○・〇七	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四		○五			
	(良佛)	(善縁)	(禪勝)	(下司名)	(後平三)	(領所名・莊司作)	(増教)	(善學)	(莊司)	(良佛)				

中世莊園内に於ける土地配分形態(西阿虎之助)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	廿九	同	廿八	同	同	同	同	
○・一	○・一	○・一	○・三	○・一	○・一	○・一	○・一	○・一	○・八	○・二	○・一	○・一	○・一	○・二	
同	自作田		同	自作田		同	同	自作田	空閑地		同	佃		職事田	
同	本領	他領	同	本領	他領	同	同	同	本領	他領	同	本領	他領	本領	他領
増勝	戒眞		四郎	増教		良佛	藤内				同	領主			
○・一五	○・一		○・三	○・一		○・一五	○・一五				一・四	一・四			
											(四郎)	(藤内)			

(17)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	三	同	同	同	同	同	同	
○・一	○・一 <small>小</small>	○・一	○・一 <small>大</small>	○・一	○・一									
同	同	同	屋敷	名田	同	同	屋敷	公事田	同	同	屋敷	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
下司名	楢丸	善縁	平太郎	預所	目	良佛	禪勝		藤五郎	藤内	後藤次	藤五郎	後藤次	良佛
								○・七				○・四	○・一七	○・一
				藤内				(禪勝)						

中世莊園内に於ける土地配分形態(西岡虎之助)

三九一

(16)

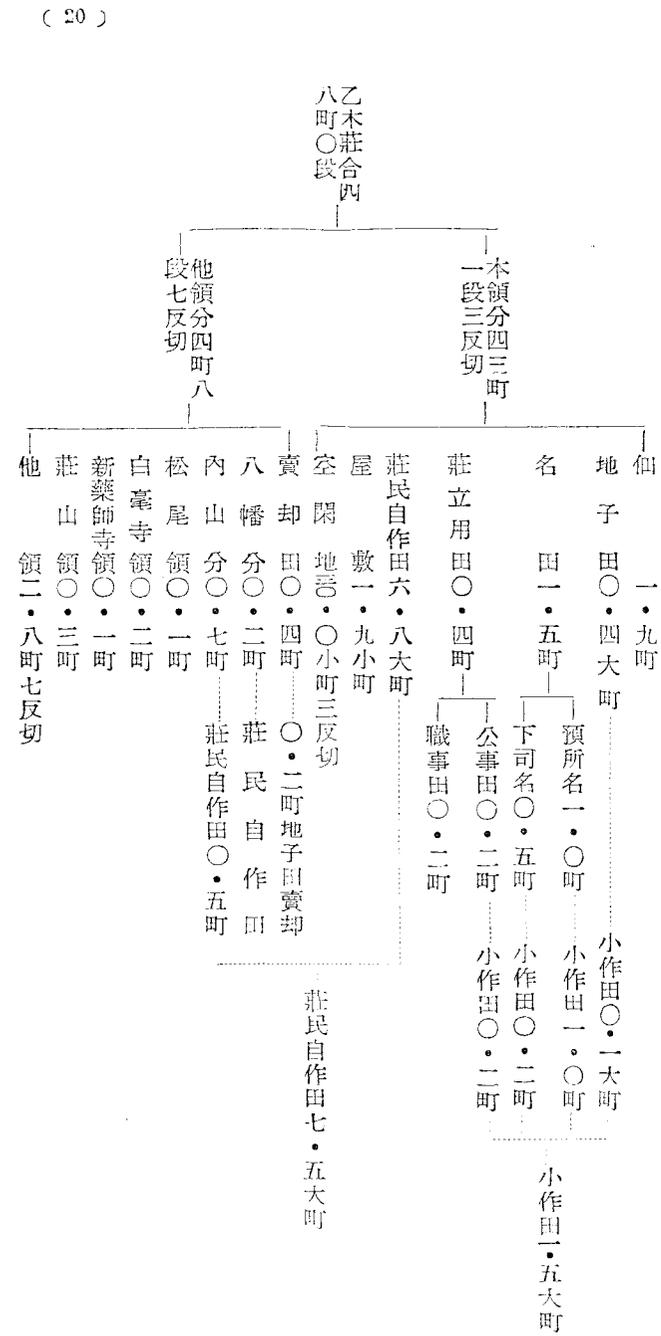
同	同	同	同	同	同	十二	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	八	同	同	同	同	同	同	同	同
同	二	同	同	同	同	一	同	同	同	同	同	同	同	同
○・一	○・一	○・三	○・一	○・一	○・二	○・三	○・一	○・一	○・一	○・一	○・一	○・二	○・一	○・一
自作田	佃	空閑地	同	同	自作田		同	自作田	名田	自作田	名田	同	同	自作田
同	同	同	同	同	本	他	同	同	同	同	同	同	同	本
禪勝	領主		善學	藤五郎	四郎		藤内	平太郎	預所	後平太	下司	莊司	善學	後平三
○・一	一・四		○・一	○・一	○・六		○・一	○・一	○・一五	○・一	○・二	○・三四	○・一七	○・三
	(楢丸)								西行					

中世莊園内に於ける土地配分形態(西岡虎之助)

三九〇

同	同	十七	一・〇	空閑地	本領
---	---	----	-----	-----	----

この表示のうちには、圖における記載の仕方が明確でないところからして、蓋然性しかもたぬ部分もあるけれども、一應それらを肯定して、要約して表示すると、おほよそ次の通りである。



(21)

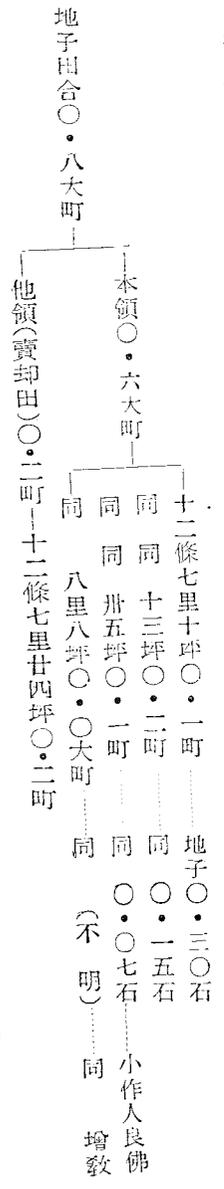
これによると荘全面積の約十分の一は他領分になつて交在してゐるが、そのうち八幡分二段全部と内山分八段のうちの五段と都合七段は、莊民自作田を構成して乙木荘領主の支配を受け、随つて年貢をこの本領主に負擔することゝなつてゐる。この現象は何に基づくのであるかといふに、恐らくは乙木荘本領主が、同時に八幡分及び内山分としての所領地に對して、その全部に對してではないまでも、部分的にもせよ支配權を握つてゐたからであらうと思はれる。つまり土地領有の名義はちがつてゐても、領主が同じであるところからして、本領居住の自作莊民としては、本領におけると同じ年貢關係をもつたものであらう。而してかゝる現象の由來するところは、賣却・讓與・寄進及び横領の合法化等いづれの方法によつて、莊地の領知權が他に移轉せられやうとも、本領主の經濟權がそこなはれない範圍内において移轉行爲が成立したるにある。たゞしこの移轉によつて、經濟的にも本領主の支配權外に置かれた莊地もあつたわけで、寧ろ多きにゐたのであつた。

然らばかくの如く他領となりながらも經濟權の留保せられたる土地の收益を併せたる領主の収入は如何ほどであつたか。その内容を構成するものは、佃の收納米と、地子田の地子米と、名田及び莊民自作田へ割充てる年貢米とである。

(一)佃の收納米 佃は領主の直轄地であつてその地積都合一町九段ある。この佃をば、領主の支配下にあつて莊内に耕地をもつ者は、いづれも一段づつ充てがはれて耕作してゐる。すなはち莊内に耕地

と屋敷とをもつところの預所・下司及び莊司の三人を始めとして、一般莊民十六人といふ十九人の者が、それ／＼一段づつを受持つて耕作してゐる。この場合に耕作の勞力は、十九人の者が無償で提供するわけであるが、そのほかに要する種子料とか肥料代とかを領主が支出したのであるか、またはこれも十九人の者の負擔であつたのか、こゝでは明ではないものゝ、察するところこれらも同じく分割耕作者各自の無償負擔であつたのであらう。かくて領主は毫も費すところなくして、佃の收穫米の惣べてを收めることが出来るわけである。その一段から收納する米の高は、やがて收穫米の全量を意味するが、一段毎に一石四斗であるから一町九段では $14斗 \times 19 = 266斗$ であつて、これが領主の佃から收納する米高のすべてであると同時に、收穫米の全部でもある。たゞし一段の收穫米一石四斗といふのは、當時における一段の法定收穫高を示すものと見るべきであり、且つこの法定收穫高は當地方における現實の收穫高を基礎として算定したるものではあらうが、而もなほ實際上では、年の豊凶によつて、或は一石四斗よりも多いこともあれば、或は少ない場合もあつたわけである、その多い場合には、一石四斗を差引いた残りの收穫米は、佃耕作者の收得に歸し、反對に少い時には、その少い額だけを、佃耕作者は自分の他の収入のうちから補填せなければならなかつたものであらう。かやうな關係に基づいてか、預所名佃と下司名佃とは、佃坪のうちでも原則として生産性の高い中央部に位して占地してゐるのみならず、これらの佃の間に一般莊民(後平三)の佃が挟つてゐるのも、或は兩名主の佃が隣接することによつて生ずる煩はしい摩擦を回避する意圖の現はれかも知れない。而してかゝる機構の佃耕作者のうち、十八人は各自に割充てられたる佃をそれ／＼自ら耕作してゐるが、預所一人だけは、自分の名田のすべてを小作に出してゐる關係に基づいてか、分擔の佃をも自ら耕作せずして、莊司がこれを代作乃至小作してゐる。たゞその場合における預所對莊司の經濟的關係は遺憾ながら詳ではない。けれどもこの代作によつて一段の收穫高が一石四斗よりも多かつたこと、換言すれば一石四斗が少くも當莊田における最低收穫高であることを自ら示すものであるかも知れない。但し、佃は當莊田のうちで最高の地味の處であつたらう。

(二)地子田の地子米 地子田は領主の直營地であつて、外形はやゝ佃の場合に似てはゐるが、佃は莊民等の義務的耕作の對象であるに反して、地子田は任意的耕作のそれで、隨つて領主に對する經濟的關係は、小作關係である。すなはち莊民のうちの希望者が地子田を小作し、一定の地子を領主に納入するのである。この仕組による乙木莊地子田の狀況は、おほよそ次の通りである。



中世莊園内に於ける土地配分形態(西岡虎之助)

この表の示すやうに八里八坪の大(二百四十歩)における地子額は不明であるが、假りにその額を七里十三坪及び卅五坪における地子率一段につき約七升を標準として算出すれば、一段(360歩):7升 $\frac{1}{3}$ 一段(240歩):x x=7升 $\times\frac{3}{2}$ 4升 $\frac{2}{3}$ 強で約五升となる。かくて地子総額は8升+1升5升+7升+5升=15升7升となる。これはいふまでもなく正確な数字ではなく、一つの推定額に止まる。更に十二條十坪の一段と、十三坪の二段の地子田には、小作人が見えない。これは或は書落した爲であるのか、又は未定であるからなのか、それとも當時有名無實で荒廢化の一步手前にあるからなのか、その邊の事情は詳ではない。或はこれを憶測するに、十二條七里廿四坪の地子田二段が買却によつて他領となつてゐる事情と、一脈の關連をもつものかとも思はれる。つまり概していへば地子田は、領主にとつて、領主自ら經營の衝に當るのではないまでも、繁鎖な手數のかゝる割合に地子率が低く、ことに乙木莊の場合のやうに田數が少ない時には、領主の全經濟の上から見て價值が低いといふこととなり、隨つて厄介視せられ等閑視せられ勝ちな事情にあり、そこに荒廢化の傾向や賣却の現象などが生じつゝあつたのではあるまいかと思はれるのである。

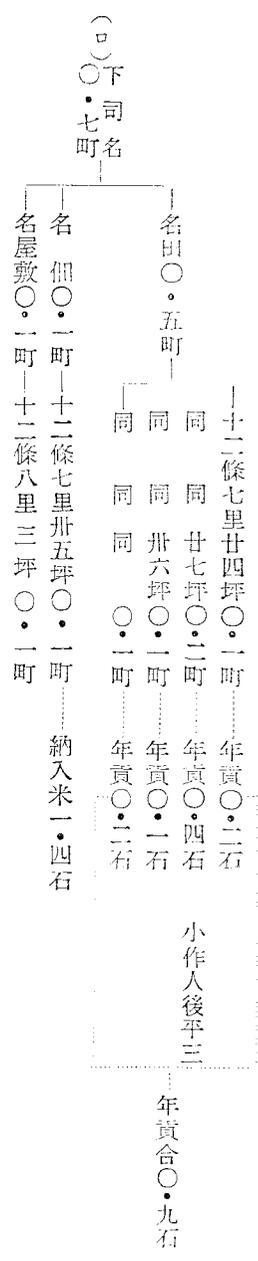
(24)

(三)莊民自作田の年貢米 莊民自作田は、その端的なる表現たる民間分田といふものに當るわけで、莊民各自の持分の田地である。この自作田の系統は、恐らく班田制下における口分田にまで溯り繋がるものであらう。但し直續するものばかりではなくして、中には間接的に班田形式を踏襲したのもあつたかと思はれる。そのいづれの場合においても、給主のもつものは、初は用益權ばかりであつたが、歴史的結果として後には普通にいふ土地所有權をもつやうになつた。隨つてこの場合における莊民は土地所有主といふ意味での地主的性質を帯びてゐるわけである。たゞしかしこゝにいふ地主のうち、嚴密なる用例による地主は、預所と下司との二人であつて、これを莊民のうちに含めたのは、單なる便宜による總括に外ならない。すなはち預所及び下司は、名田の持主であるから、純然たる地主であるに反して、莊司はじめ一般莊民は自作農にあたるわけで、その田地は自作田の性質を帯びてゐる。自作田は都合七町五段大であり、名田は一町五段である。これらの田地の所有者たる名主(預所・下司)及び莊民は、それ／＼領主に對して一定の年貢米を納入する。その額はおよそ次の通りである。

(25)

年貢合一五・〇九石	莊民自作田年貢米一二・九九石	本領田年貢米一一・九九石
	名田年貢米二・一〇石	他領田年貢米一・〇〇石

但しこの計算のうち、十二條八里三坪所在の預所名田一段の年貢米は、明記を缺く關係からして算入せられてゐない。隨つて年貢米合十五石九升は(名田1町5段+自作田7町5段大)一1段=8町5段大に對する年貢米高といふこととなつて、一段平均の年貢高は、 $15石0升9升 + 89\frac{2}{3} = 15$



これら地主階級のうち預所は、その名田を自ら耕作せずして、すべてを小作に出してゐるのみならず、預所分擔の領主の佃までも、莊司がこれを代作乃至小作してをり、また預所名屋敷も勝運が留守居してゐる。この點よりして預所は恐らく莊内に居住せず、延いて不在地主性をもつ。預所の不在地主性は、その職掌の性質上からして當然であるので、彼は多く莊園領主と居住地を同じにし、必要に応じて莊園現地に來るのが普通であつて、その際に一時住むのがすなはち預所名屋敷であるわけである。これに反して下司は、その名田のうち一段だけ小作に出してゐるところから判断すれば、莊内に居住する在地地主であつたらしく、また殘の四段及び名佃を自作したものと思はれるから、この下司は嚴密にいへば地主兼自作型莊民といふべきであらう。

(二) 自作農型莊民　これは莊園内に自作田地をもち、領主に對して直接的經濟關係すなはち自作

田に依存する年貢を領主に負擔する莊民で、いふまでもなく莊内に居住し屋敷をそれ／＼もつてゐる。その數は十人で、中に莊司をも含んでゐる。莊司はかの預所や下司などと共に、莊官といふ身分ではあるけれども、預所・下司は領主側乃至支配者側に屬する傾向のあるに反して、莊司は莊民側乃至被支配者側に立つものである。その經濟狀態の如きも、一般莊民に比較して優越してゐず、全く同一である。而もなほ莊司たり得るのは、けだしその家柄が古いといふやうな歴史的因縁に基づくか、その手腕・人望が優れてゐるといふやうな社會的關係に依るものであらう。この莊司はその身分・職掌柄によつてか、預所名の佃を代作乃至小作してゐるが、この場合における預所對莊司間の經濟的關係は前述の如く明ではない。次にこれら自作農階級の經濟條件を表示しやう。



(五)善縁一〇・七町



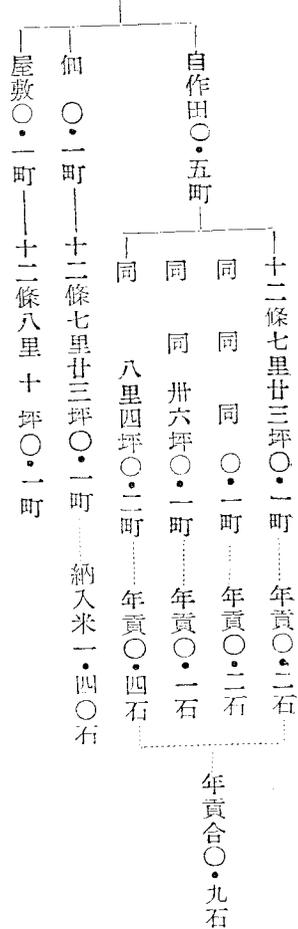
(六)平太郎一〇・七町



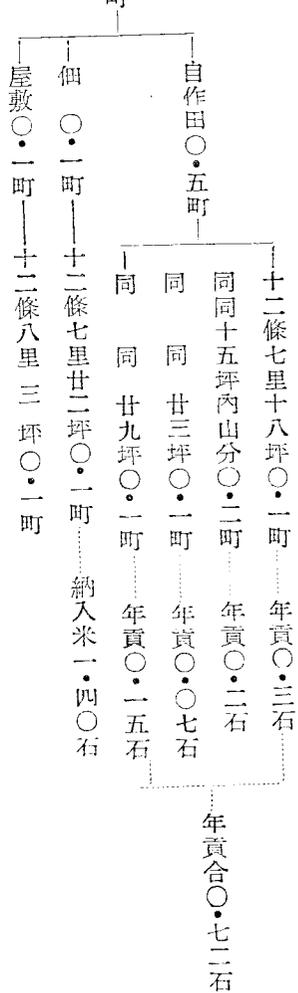
(三)藤五郎一〇・七町



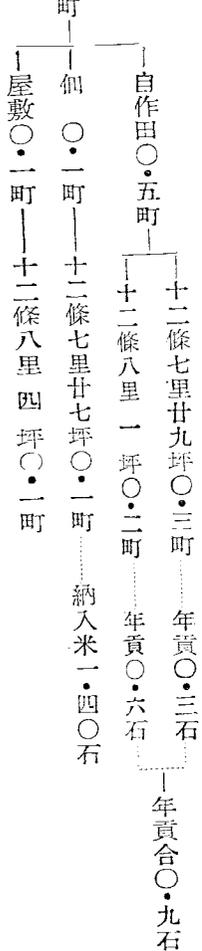
(ホ)後平太一〇・七町



(ハ)増勝一〇・七町



(ト)四郎一〇・七町



中世莊園内に於ける土地配分形態(西岡虎之助)

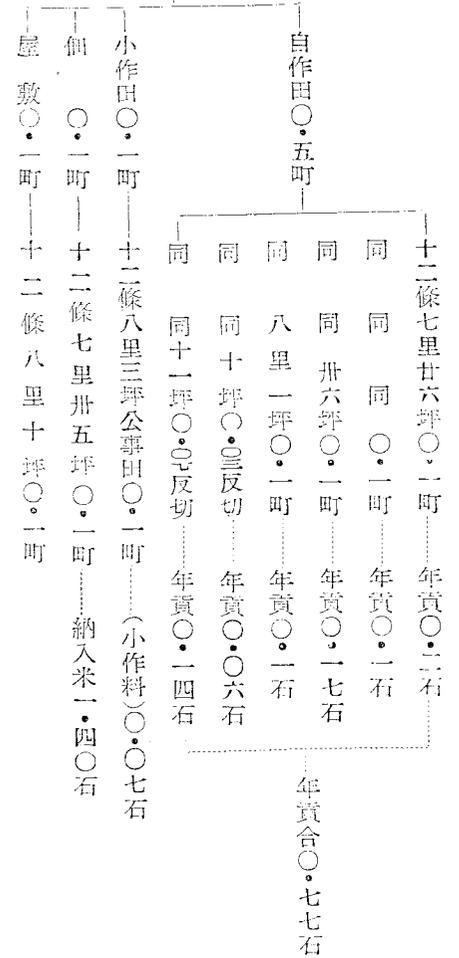
(F) 藤内 〇・八小町



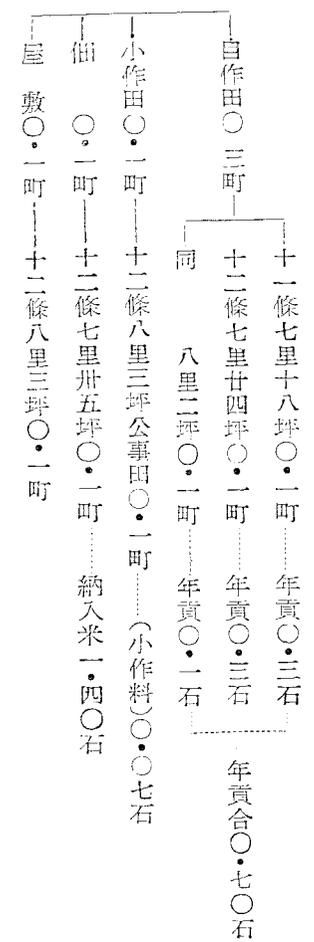
(H) 目 〇・九町

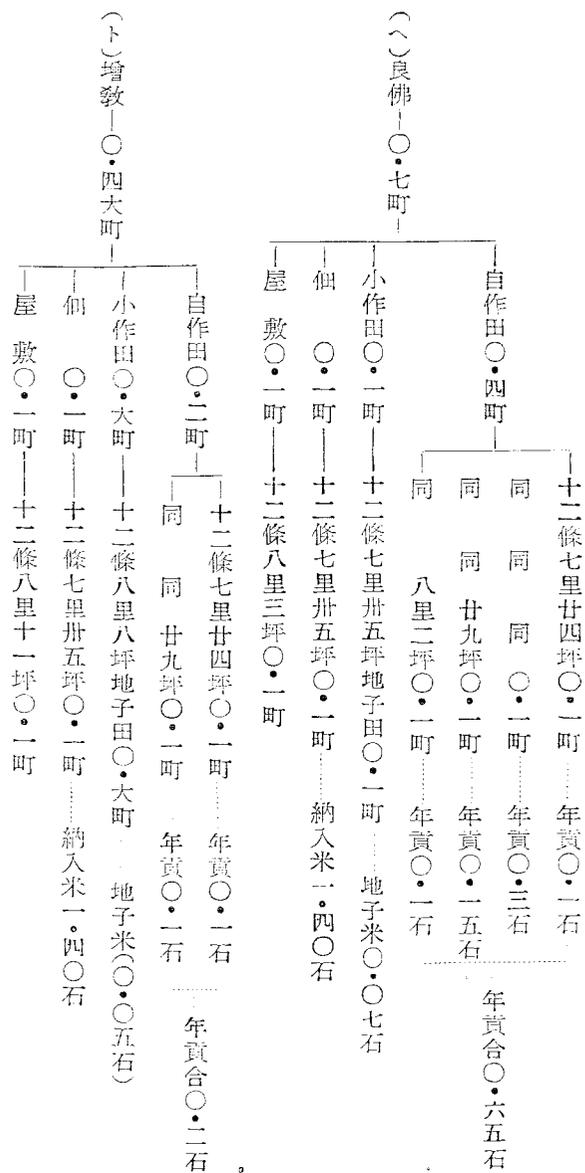


(二) 善學 〇・八町



(ホ) 禪勝 〇・六町



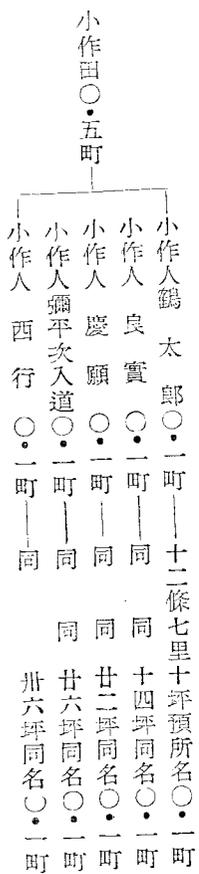


(36)

これら自小作農型莊民は、後平三・藤内・目といふ三俗人と、善學・禪勝・良佛・増教といふ四僧體との七人から成立つてゐる。その後平三自作田の一部分は、他領たる八幡分のうちであり、目の自作田の一部分は、同く内山分のうちにある。而してかゝる自小作農における小作の場合に生ずる地主對小作者間の經濟的關係は、確なところ明ではない。けれども、公事田や地子田の段當り七升といふ稅率が、ほとゞ小作料に當るのではないかと思はれる。

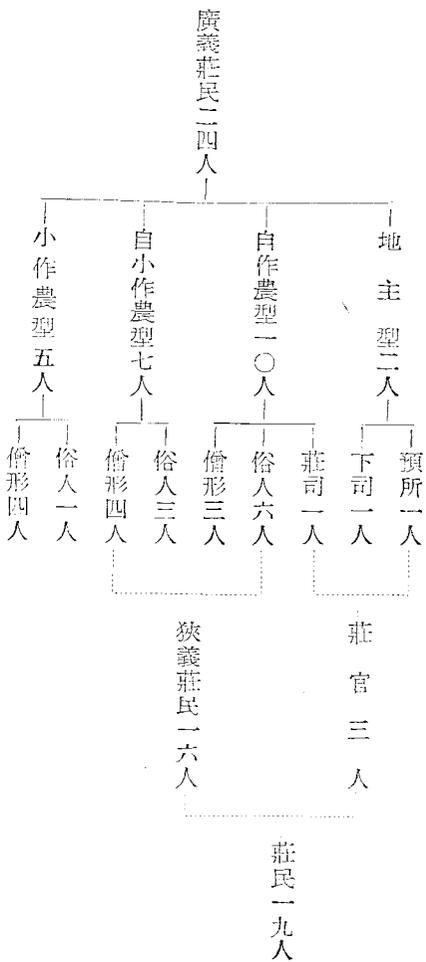
(37)

(四)小作農型莊民 これは自作田をもたず、他人持の田地を小作する階級であるが、或は嚴密にはこれを莊民といひ難いかも知れない。つまり彼等は屋敷をもたず、またその小作する田地は悉く預所名田ばかりであるのみならず、小作田の面積はいづれも一段づつであるといふやうな小額で、かゝる小作田だけでは全く經濟生活が獨立し得ないかと思はれ、而も現實的には生活してゐたものと見做すべきであつてみれば、勢ひ彼等の生活は地主たる預所に依憑してゐたものであらうと考へざるを得ないからである。これを端的にいへば、彼等は預所抱の小作人または奴僕で、名子や被官百姓の類で、かの預所名屋敷の留守居勝運によつて統制せられ、隨つて彼等の生活の基礎は、専ら預所の經濟のうちに包攝せられてゐたのではないかと思はれる。けれども何分にもそうした確證もないことであり、且つ奴僕的のものであるならば、敢へて名前を掲げないであらうところからして、こゝでは獨立性をもつ小作農型莊民として取り上げる。その人數は五人で、小作田の所在等は次の表示の通りである。



このうち鶴太郎一人を除いて、良實・慶願・彌平次入道・西行の四人は僧形である。但し僧形とはいふものゝ生活は俗人同様であつたと見て宜しいので、それは自小作農及び自作農における場合とでも變りはない。

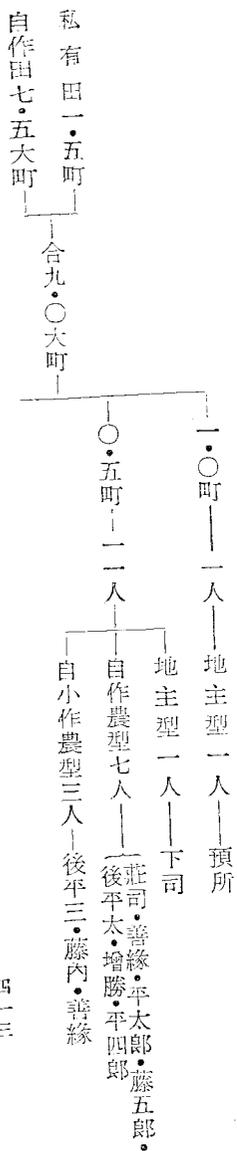
かくて乙木莊内における各階級に屬する莊民各自の經濟的生活條件が、ほど明になつたわけであるが、更にこれを基礎として、莊構成の人的要素について總合してみればおほよそ次の通りである。

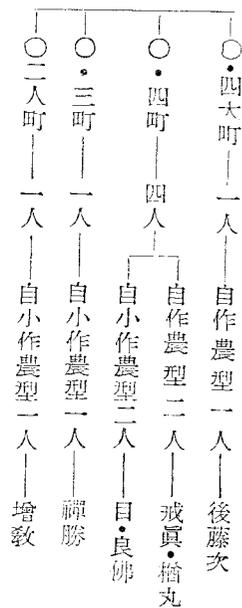


この人口構成をば風俗的觀點から分類すると、俗人十三人に對する僧形十一人となる。もとよりこれは莊官三人を俗人と見做しての結果で、この三人を除いて計算すれば、俗人十人對僧形十一人となる。か

く僧形の莊民が比較的多いといふ現象は、自ら乙木莊の領主の性質を明にするもので、恐らく領主が佛寺であらうことを暗示すると同時に、この時代なり社會なりの風潮の反映であつて、佛教の深く廣

き浸染度は、延いて莊園内の人的要素へも勢ひ影響せることを現はすものであらうか。更にこの人的要素と結合状態において、地的要素が如何に現はれてゐるかを惣合してみるに、人的要素における普通の莊民十九人は、類型的には地主・自作農・自小作農から構成せられてゐるが、これらの各階級に結合せるところの地的要素についてみるに、私有田乃至自作田と佃と屋敷との三つは、各階級に共通する要素であるに反して、小作田に至つては、或階級だけがこれをもつ要素であることが分る。更にこの共通要素のうち佃と屋敷とはその地積がいづれも一段(たゞし屋敷にはいさゝかの例外もあるがそれは云ふに足りない)で、それが共通地積であつてみれば、各階級に屬する莊民各自のもつ地的要素の貧富度は、専ら私有田乃至自作田面積の程度如何によつて決定するものといへるわけである。されば次にこの自作田(私有田)面積を尺度とする類型を表示しやう。





(40)

これで見ると、莊民十九人のうち、五段の自作田をもつ者が十一人といふ絶対數に達してゐることが分る。加之四段大及び四段も、五段の近似數と考へて然るべきであるから、これをもつ五人(四段大一人・四段四人)を加算すれば五段持莊民が大部分を占めるといふこととなる。かく見來ると、預所の一町はこれを別として、五段といふ地積は、民間分田たる莊民の持地の基本數であり原型をなすものではないかと思はれるので、それ以外の四段大・四段・三段・二段といふやうな地積は、この原型の變形に屬するかも想像せらるゝ。すなはちもと五段であつたものが、一部分をば、賣却・讓與・奇進・横領・荒廢等の理由によつて喪失したからであるか、またはもと五段持の莊民ばかりであつたところへ、後になつて入りこんで莊民の列に加るものがあつたために、耕地を充分保有することが出来なかつたからであらう。その結果は延いて、莊民團の間に地主(下司)と小作人(自作農型莊民)といふ階級的差別を生ぜしめ、更にこれと連關し別の條件が加はることによつて、そこに莊官(下司)・

(41)

莊司)と莊民といふ身分的差異を形成するに至つたのであらう。

かやうにして現實的に莊民の間には、身分的階級的差別はあつたが、いづれも五段乃至その變形と見做すべき自作田乃私有田をもつのを共通現象とした。この地的共通現象としては、さきに共通地積の故に除外しておいた佃一段と屋敷一段とがある。すなはち莊民としては自作田五段・佃一段・屋敷一段といふのが定型であるわけで、それが後に自作田面積を減少さすものが若干現はれて、そのうちには小作田をもつ者もあるやうになつた。いづれにしても自作田・佃・屋敷をもつてゐるといふのが共通せる地的現象で、この三つを具備することが莊民たることの象徴的乃至基本條件であつたので、これに小作田といふ附加條件を具備するものも部分的にあつたのである。然らばこれらの條件の下に生活する莊民の經濟的収入は如何ほどであつたのか。これについては、幸にも一段の收穫量に關してかの佃一段の收穫量一石四斗であるといふ標準を普遍化することによつて、ほゞ確實にちかい状態を知ることが出来るのであるが、たゞ地主型及び自作農型莊民の如く、小作田に關係する階級に至つては、小作料が明でない關係からして、勢ひ實狀を徴しがたいものがあるのは遺憾といふべきである。免もかく莊民の収入状態を次に表示してみやう。但しこの表に於ける收穫高は、地味乃至生産高による上・中・下・下々などの等級を姑く考慮に入れずして算出したるものである。

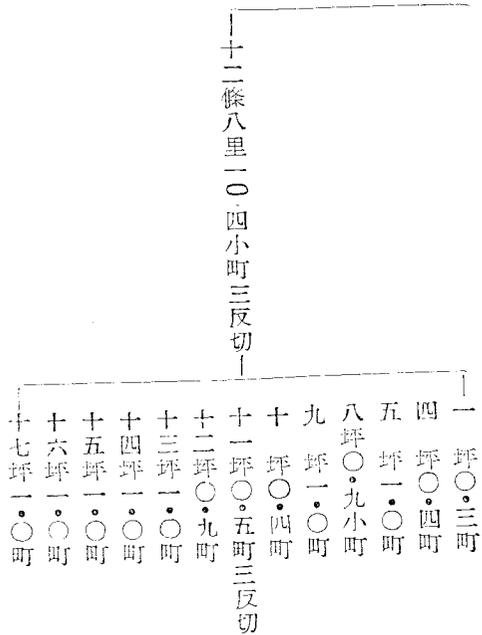
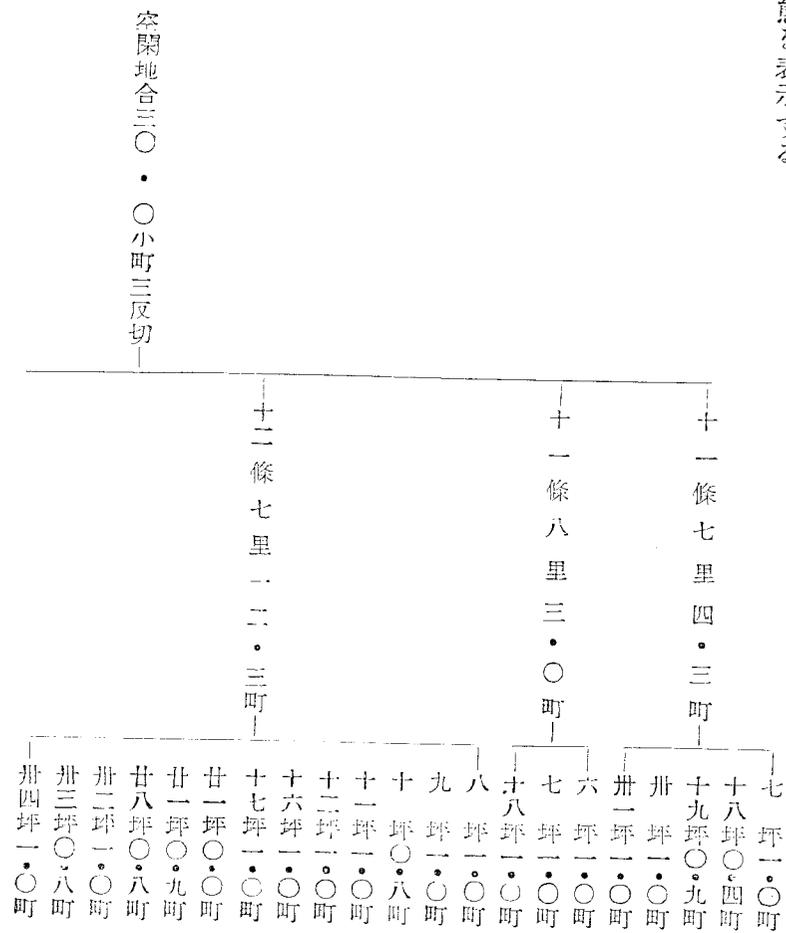
西行	善學		禪勝		良佛		増教		鶴太郎		良實		慶願		彌平次入道	
	自作田	小作田	自作田	小作田												
	〇・五	〇・一	〇・三	〇・一	〇・四	〇・一	〇・二	〇・一	〇・一							
	七・〇〇	一・四〇	四・二〇	一・四〇	五・六〇	一・四〇	二・八〇	一・四〇	一・四〇							
	〇・七七	一・四〇	〇・七〇	一・四〇	〇・六五	一・四〇	〇・二〇	一・四〇	一・四〇							
	六・二三		三・五〇		四・九五		二・六〇									
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

この表における自作田年貢の合計は、十五石二斗五升八合であるから、一段の平均年貢は5石6斗5升8合である。

(45)

民は各自の私有田・自作田の收穫高のうちから、一段につき平均一斗六升八合ほどの年貢を領主へ納めるわけで、その年貢率は收穫の約一割強に當るのである。この年貢率(斗代)は、前代における班田制の年貢率(税率)に較べると高率ではあるけれども、後代の大名領制などに行はれた税率、例へば四公六民などに較べると極めて低率である。その主なる理由として、かれら莊民はもれなく領主の佃一段づつを無償耕作し、收穫量即税率といふやうな負擔を餘儀なくせられてゐる事情をあぐへさである。若し自作田の定型たる五段の場合を取り出して、この佃の税率を自作田の税率に加算するとすれば、自作田三税率0.168石+(1.40石×5) = 税率0.448石となり、一税率0.448石+1段收穫高1.4(石) = 0.322石、自作田三税率0.168石+(1.40石×5) = 税率0.448石となり、これを五段について計算すれば、その全收穫高七石のうち7.00石×0.3 = 2.10石は年貢として領主に納入し、7.00石×0.7 = 4.90石は莊民の實収入として残るのである。かくして自作農型莊民の定型たる五段持の莊民は、平均四石九斗の収入で一箇年の經濟生活を支へてゆかねばならない原則にある。たゞし佃における勞力關係の事情を抜きにして考へれば、五段持莊民は現實的には7.00石 - (0.168石×5) = 6.16石となるわけである。すづれにしてもかゝる収入で莊民一家の一ヶ年の經濟が實際上支へられたか否かの問題は、莊民の家族構成の員數をはじめとして、領主及び莊園に對する課役關係とか、當時における農民の衣食住などの實生活狀態とか、他領莊園に對する生

出来るのであるから、彼等の經濟を少からず補つてゐたのである。次にかゝる作用をなす空閑地の状態を表示する。

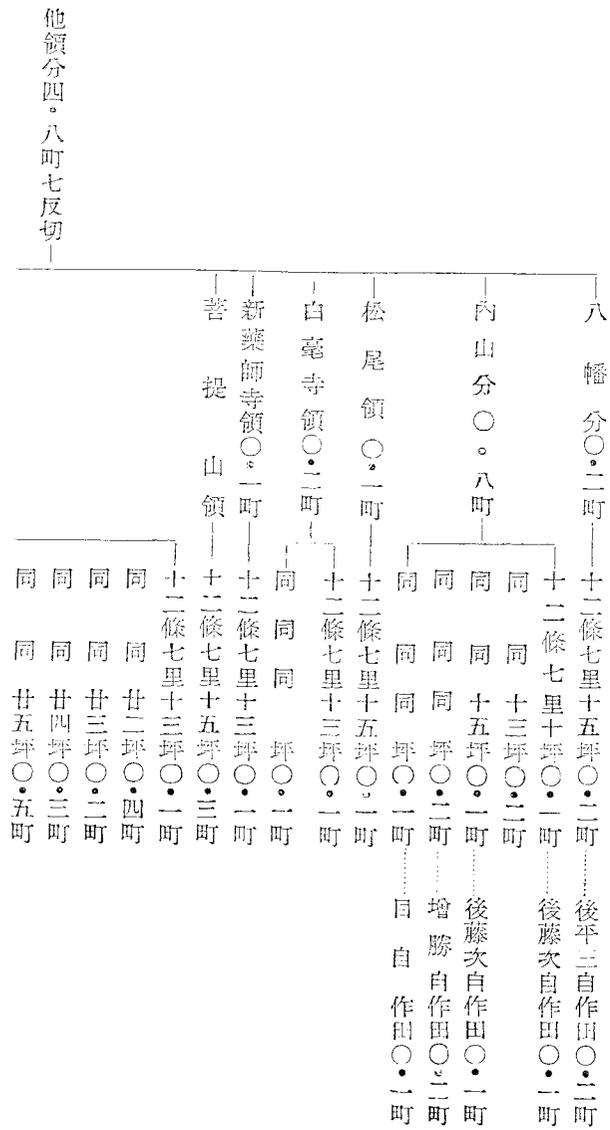


これによると坪全部が空閑地で満たされてゐるものが二十二に及び、その地積は二十二町に達し、全空閑地面積の三分二強すなはち六割強を占めてゐる。更に乙木莊全面積に對しては、空閑地はその六割強に相當し、本領面積に對しては、七割強に相當する地積を擁してゐる。その所在は大體において耕地の外側を取巻いて位する。而してこれらの地は、單に莊民の生産補助のために使用せらるゝのみならず、かの夜都伎神社及び同社關係の佛寺の境内として不生産的にも使用せられたかとも思はれるが、更に生産補助の爲の使用に當いては、本領莊民のみならず、他領莊民も同じくその權利をもつて

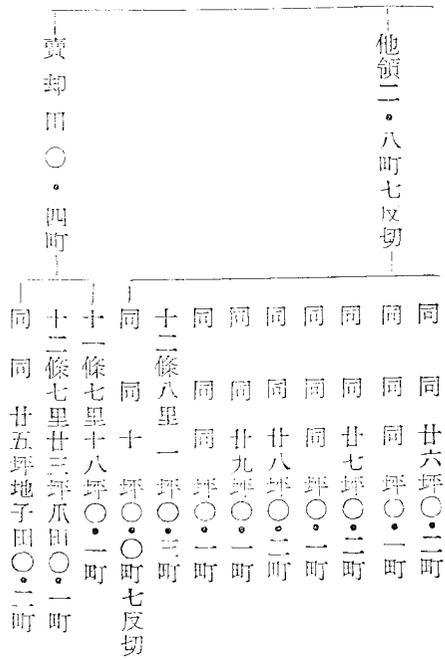
ゐたことであらう。

他領としては、その所屬領主の明かなるものが六つあり、外に賣却田と單に他領としたるものと二口あつて、あはせて八種類を含んでゐるわけである。その地積は合せて四町八段餘で、莊全面積の約一割すなはち十分に相當する。

(50)



(51)



このうち八幡分とあるのは、手向山八幡宮領のことであるか詳ではないが、いづれは大和國內に鎮坐する八幡宮領であらう。内山分は、乙木莊の北隣なる柚之内にある内山金剛乘院永久寺(石上神宮寺)領を指す。松尾領は生駒郡山田の補陀落山松尾寺領である。白毫寺領は、添上郡東市村の高圓山白毫寺領のことである。新薬師等領は同郡奈良の同寺領であるはいふまでもない。菩提山領は同郡の菩提院領を指すのであらうか。

而してこれら他領としての成立源因の一つであるところの寄進に關しては、おぼろげながら一つの徴證がある。それは仁治年中のころ、某人が大和國山邊郡十二條十三條坪内の西より六行目の一段・

同十四坪の西畔の一段・同八里廿一坪の西より五行目の一段、合せて三段の田地を乙木莊田の内から割分つて、故中納言局といふ女性の菩提の爲に、某寺の本尊千體地藏佛供料田として寄進した。これらの坪付は本寄進の状に見えて相違なきところのこと柄であつた。然るにそのうち某所が所當沙汰のために使者を下遣して事の煩があるによつて、某人は文永二年になつて、伴の三段を他に沾却し、その直物を以つて仁和寺近邊の便宜田を買求め、その地利を以つて、私にかの地藏尊長日佛供に備へやうと欲し、この旨を某寺へ申出た。それで某寺はこの申請の旨を認可し、同年三月三十日を以つて、早くその旨に任せて近隣の田地に沙汰替して永代佛供に備ふべきを通告してゐる乙木莊田寄進状。こゝにいふ某人・某寺・某所とも、いづれも明ではないけれども、某所は或は興福寺乃至その大乘院を指すのではないかとも思はれる。それは同く文永年間のことであらう、同等衆徒の乙木莊に關する下知のとらしい徴證のあるので、ほゞ察することができるといふ乙木莊寄進状。またこの寄進田三段のうち七里十三坪の西より六行目の一段は、乙木莊坪付圖面では、内山領(合二段)となつてをり、同十四坪西畔の一段は白毫寺領となつてゐるが同寺には地藏堂があり古い地藏佛が安置せられてゐる。更に八里廿一坪の西より五行目の一段であるが、この坪は圖面の上には現はれてゐない。かゝる差異は自づからこの坪付圖が、文永二年より後に作成せられたることを示すものといふべきであらうか。

更にこの寄進田において、その各筆の田地の位置を示すのに、國郡條里坪を用ゐてゐるのは常踏的

手段であるが、こゝでは坪の内の位置を更に細かく示して、西畔とか西から五行目とか六行目とかいつてゐるのは、すこぶる注目に價する。これはいふまでもなく、一坪一町の面積を原則として南北線の畔によつて短冊形に一段づゝに分ち、その十分の一の一段を一筆の田地にして取扱ふ場合において採用せらるべき、最も簡単な且つ合理的な方法である。この簡單で合理的な方法によつて、錯雑して位置する莊民の田地を容易に決定することが出来るのである。すなはち莊民の田地は、すこぶる分散して存在してゐる。領主の佃・地子田、地主の名田、莊立用田の公事田・職事田、莊民の自作田、及び空閑地、他領といふやうな各種の土地が、それゝ分野を決めて位置しないのみならず、これら各種の土地の構成單位の大部分は一筆一段であつて、隨つてそれらはいづれも一所に集合せずして、坪々の處々に分散して位置してゐるのである。

かやうな分散の現象は、そのうちの或部分は、後世的事情によつて成立したのではあらうが、その基本形態は初めから計畫的に決定せられてゐたのであつて、この決定があつたが故に、後世的土地占有に當つても勢ひ引づられざるを得なかつた結果ではあるまいかとも思はれる。すなはち初めて莊地を配分するに當つて、屋敷と佃とはこれを一處に集めたが、莊民の分田乃至自作田を割當てるに當つては、莊民がそれゝ便宜の位置にこれを得たいといふ要求を、全莊民に公平に滿遍に充たすといふ建前からして、原則として一段づゝを諸々の坪で充てがうたものであらう。而してこの自作田の原型

乃至定型は五段であるが、現實にこの形態を保持してゐる莊民十一人のうち、下司・善縁・平太郎・藤五郎・後平太・増勝・後平三の七人は、それ／＼一段の田地三筆と二段のもの一筆と都合五段といふ配分の仕方であるのは、初の土地配分における何等かの技術に起因するものかも知れない。その初とは、この乙木莊の系統上からして、班田制にまで溯り得ると思はれるので、班田制下の土地配分形態が残存し踏襲せられて、分散的形態をとるに至つたものであらう。

四 結 言

かくて乙木莊における土地配分の基本形態は、その源流を班田制に發するものと思はれる。條里制により、その坪々を南北に長き短冊形の一段づつに十分し、その一つを單位として莊民自作田を配給することこれである。その自作田の定型は五段であつて、莊民たるほどのものは、いづれもこの自作田と一段の屋敷と同一の佃とをもつてゐる。佃は領主の直轄地で、莊民はいづれもこれを分擔して義務耕作乃至無償耕作をなし、その收穫米はこれを擧げて領主に納める。而して恐らくこの佃を無償耕作するが故であらう、自作田にかゝる年貢は、收穫高の約一割強に當り、比較的低率ではあるけれども、これに佃の納入分を加算すると三割強となり、後の四公六民などとさして變りはない。當時(鎌倉時代中頃)における乙木莊一段の收穫高は、ほゞ一石四斗であつた。この收穫から三割餘の年貢を納めた残りが莊民の實収入として、その生活を支へてゐた。

莊民の負擔としては、年貢の外に課役もあるが、少くもこの負擔の一部分は、公事田・職事田など莊立用田の存在することによつて緩和せられた。如之莊全地積の六割強を占むる空閑地は、入會地としての機能の下に、莊民の經濟生活に裕ゆたかとりをもたした。そのほか生計補助の目的よりして、小作田を耕すものもあつた。その小作田の主なるものは名田で、預所名・下司名これである。預所・下司は莊官であるが、同時に地主であつた。かくて莊民には地主型・自作農型・自小作農型の三階級があり、その外に小作農型莊民もあつたと見做される。自作農型莊民のうちには、莊官たる莊司も含まれてゐるのは、自ら後世の庄屋が一般農民の列に置かれてゐる事情と相通ずるところ無しとせぬ。而してかく莊民は三階級に分れてゐたが、その基礎たる占有土地の量には大差がなく、屋敷の如きも地主または莊官から一般莊民に至るまで、前述のやうに一段であり、佃による義務負擔もまた同じであるから、隨つて生活状態もほゞ平均してゐたかと思はれる。

その生活の精神的部面にかゝる神社と佛寺も莊内にあつた。その位置は莊の東部の比較的高燥な場所である。その西に接して彼等の屋敷地があつて、門前部落を形成してゐる。更にその西に接して佃があり、その西に自作田が展開し、これら自作田・佃・屋敷などの外縁に空閑地が取りまいてゐる。而してこれらの間に莊全面積の約一割強に相當する他領が諸所に入り交つてゐるのであつた。

附 記

中世莊園内に於ける土地配分形態(西阿虎之助)

一 坪のうちにおける各筆の田地の位置を示す方法を具體的に説いた史料は乏しいから、左に乙木莊條里坪付圖の裏文書を原文のまま載せて置かう。

寄進

地藏佛供田參段事

在大和國山邊郡十二條七里十三坪内壹段自新六

同 十四坪内壹段自新六

同條 八里廿一坪内壹段自新五

右件田者、割分大和國山邊郡乙木庄内、爲故中納言御局具發件者、本尊千鉢地藏佛供料、去仁治年中寄進畢本名進之狀、其條更不可有相違之處、如今申狀者、爲彼長日佛供、當沙汰下遺使者事、依有其煩、沽却件三以共直物、仁和寺邊

買留便宜田、以其地私欲備長日佛供云々、早任申請之旨、沙汰替近隣田地、可備永代佛供之狀如件

交永二年三月廿日 在判

二 乙木莊坪付圖によつて、(イ)鎌倉時代中頃における大和地方の田地一段の收穫量が、ほぼ一石四斗であること、(ロ)莊園における佃の位置が、ほど中央にあり、且つこれを莊民が無償で分擔耕作してゐること等が分るのは特に珍とすべきであらう。佃みに佃について思ひ當るのは、近世における天領との關係のことで、兩者の間には地積の大小こそあれ、領主の直轄領であるといふ性質において共通してゐるところから、或は莊園の佃の擴大し複雑化したものが、天領であつて、天領は佃領に通ずるのではないかとも思はれる。これは全くの憶測ではあるが氣付いたまゝに記しておく。

三 この坪付圖を見て、直ちに思ひ出されるのは、享徳二年七月附の大徳寺領伊勢田桑本里廿四坪の給分田圖であつて、兩者とも、一坪を南北線の畔で一段づつ短冊形に分ち、その一段を單位として、耕作者の名前を記してゐる。私は嘗てこの伊勢田の下司給分田のことにつき社會經濟史第六ノ三(昭和十一年五月)に解説的短文を寄せて、その名前の者が自作農であらうと最後に一寸觸れて置いた。然るにその翌月號の同誌上で、新見吉治先生が、さきに私が一寸觸れて置いた事項を専ら主題として取り上げられ、それは自作農ではなくして、小作農であると力説せられて高教を賜つた。さりながら伊勢田の圖も全く同じい形式によるところの乙木莊條里坪付圖によるを、若し小作に出してある場合には名前の下方に必ず誰々作としてゐる。してみるこの記事のない場合は、どうしても自作農と見るのが至當であり、延いては乙木莊の場合から類推して、伊勢田の場合も、名前の下に何も記してゐない限りは、自作農と矢張り見做した方が正しいのではないかとも思はれる。本稿は別段新見先生の高教を反駁するといふやうな潜越な動機から認めたものではないけれども、思ひ出されるまゝにこゝに附記しておく。

四 本稿を書了へて後に、乙木莊が春日社領であることを知つた。随つて若干本文を書改むべきではあるが、それは別の機会に少づる。

昭和十二年三月五日